# 止戈類纂


和書門
類 二五二三 號
九七 函
八 架
四九 冊

内閣文庫
和書
類 二五二三 號
四九 冊
一五四 函
三 架

内閣文庫
番號 和 25223
冊數 49 ( 15 )
函號 154 20


十五

国立公文書館
National Archives of Japan

# 止戈類纂第十五

## 軍行

豐後熟之編輯

明治十年購求
鈴木重壽南山樓珍藏之記

天文廿三年十月中旬陶尾張守三万の人數を以豊後の
國へ打入候時方ハ此方ハ毛利元就三万余に於て芸州
隆元公吉川十郎元春両人後合の上を以厳島の
三里西の宮せんせんせんと申所にて陣を取り其日の
刻ハ雨後の夕方し雨こと止を二時こと雨り敵方か
ちん見為て拙こと仕候ハ彼方を立かハ陣を取て翌
日未の刻斗に敵勢へ仕掛候ハ今日又雨降ハ引こと
為ん宮詣へ百度ハ人多少為の仕ハ不為申若車ぞ

元亀年の者共をお寄せ為され候所、
所々にて長崎に為た者を一緒に縛り上げ候
め船は紙宝に乗り自然風吹き出さ
れ候事に二日の合戦を和泉の上にて
渡り候て十月晦日晩景の刻諸勢より伝馬に乗り
参着仕押渡に集合仕候ゆえ船中に残り
十人の船手を作り走伝馬に乗り戦合
宜敷其之通に参候て伝渡の船中にて大禁せられ一
命に停止の旨弘法寺伝渡に参着の後は社船のとも挑燈を
目当に挑燈の火を参着の伝馬押渡にてかるめ
押渡に付同日酉の刻斗出る船の乗る風吹
は船斗は船手の後に船を乗れ出風長くなりて
同日亥の刻に奏鴻の西枝浦鼓の浦に出るなり則は文
は社永を和として其和歌中の船とも一艘も不残
長崎に船乗り出とも一緒に参加なる船と為たる元船に
枝浦に向とり船でとは船の一船に船乗り長崎鼓の浦
と言ひ出し元船に乗り出なる面とお縁たると伝伝
其与あ嚴寺に出走一同相乗の船に乗り出人は
徒に仕元船に乗り伝渡に諸勢に乗り船の面に向かう
くと二番ひかりとしに出とは伝渡山中に乗り上れ

よりかくも同こうに相背ける事不仕様にと是又望ニ而長波
隆元公へハ最前より御守として粟屋掃部助・同右京亮・赤
川左京亮・同源左衛門・兼重弥三郎・内藤与三右衛門を隆元公へ
与付元就公御手廻御近所ニハ赤川左京・児玉三郎右衛門・内藤
九郎平佐源七郎・粟屋与十郎其外御手廻之面々諸勢の
御先手ハ元就公御自身ニ被遣宍戸備前・福原志摩・口羽右の
衆の者御父子御旗本の旗一通ニ而候連吉川殿是
又御父子御一門ニ御座候ハ小早川殿・熊谷豊後守・天野
中務・阿曽沼始を御ハおし海辺迄かゝめての根ニ元上下押而
中ニ而ハ左右ニ而陶本陣の上へ御差上之ハ其様も先定の割ニ

なりハ鬨の声も度々ニ相挙へ候而元就公御鏑矢ニ而鯨波を
上遣候へハ諸勢一同ニ声を合せ申ハ山々崩かゝる様ニ震動
仕候ニ付中ニも陶か備ニ而ハ是ハ敵方の両ニも先陣を仕ける
者共も数多有しと相見候而我具の備をメ往き太刀ニ而相合
双方互ニ入切入乱を合せ申ける所識ニ目を驚かしたる儀也ニ候御
御父子御手廻ニ而廬の手柄を仕候事ハ不申候而申ても一番
首を元申あらそい声ニ而相宮者共ハ中村右衛門尉・桂井・福
原左京亮・粟屋新右衛門・同中村・三戸・井上雅楽允・三七・児玉・口羽
右衛門・粟屋・福原志摩・福原三枝右衛門尉・福原惣右衛門
其外数多有之ことと相宮とも除ニハ略申ニ而其上福原志道

口田原の俗ハ不及申自身強を名と名乗名ら佐々倫吉川中
川宗戸伝も自身強を名と為申も名を掲の侵乗又
不申書りるを銘石山宗宗也
新発田右隆信の母（後尾張桂邸と云）宮ハ隆信を招きて数の味方を
弱命ハ是以の如申したるとの由況今山の大将八幡
結城ハ若武者の習ひ始ハ意強雪なれ共高き心数
の方と今ハ情色ハ是ハ今形人数を今も一昨日暁数の
大将朝廷して也ハ而を討やと云々れハ隆信も如有る此去
今山ハ掛ハ弓尾の敵をいかくいるを山き勝を分て南方つ
向ひの山きたハ敵高後を包まれかんと申々れハ毎

を見ていやく一陣破れて弱雪合かれ是今山に切かれ
弓尾の敵ハ日高かもでのもるを不出とくくとをれハさ
ハ迎隆信遣て宗合掛ハ敵の路を長と地て今山の法
方境宗ハ集れと申郡し自身百騎中まれ先に佐賀を
あ上るを十一日ハ合の形ハ三のるを敵ハ敵の和を合ら
しを隆信佐賀ハ今山を切程ハ目の道を分持これ
里ハを分も一高き分もを掛つ道の路ハ是り上場ハ
其ハ十信すして也一与つ一と自ハ分て通ふる官路
本兵を宮高き分もを寄高こ分る運ハ一左の傍に高き
佐賀ハ今山ハ向ハ勝九道を分ハ下九と地獄を人ハこと

酌て呑程に飢もせず寒もせず其所も案内にて風露に
して晴さハくるしき山嵐村の内にも有音に中にとゝまる
本より是非に及ぬ所存も有し是さり乍れハ佐々か豊後
宛家よりも志しけれハ斯て佐々方にハ隆信の母の陣にて残り
居る雑兵或ハ老人女童に火をを付ける大縄を西へ手持
也所々に佐々方の本の内外に押寄る二ヶ尾にの寄り手の
右折日枠或ア小浦ハ老切の武者共か是をも油断無所
半馬を出し敵の御を何とか今所佐々方の方ホとして寄人の
證筋を見る處爲半ハける此合鉄炮とも二千もハりんを大縄の紀
騎馬本の大勢に見へけれと所存者告り是ハ西の北方へ寄る

そ所持の網合戦ゟ何様池田殿ハ参べからずとて入る々の扱し
て備を定め待合戦の用意し敵の勢を鎮メさせ止て待山に
よせてゐるを志らさぬ様し諸勢を立のしさ諜と是ハ寄る
者一人もあらざりけるとぞ云会し　九州治乱記

上月段々秀吉にてハ谷大勝を先々先として足軽五十人一放楯
を持添二行に押出しけり其次に続て三千是ハ地形に因て一行二
行に歩也なりし其次ハ谷々る上下に歩行の兵百余人を弓手ハ長刀
陣をまもるより一町斗隔て鞆や左右足軽五十人へ二行に行て
先之其次ハ続くの兵三千額面る上下に歩行の兵八千余
或ハ弓或ハ鉄炮長刀を携さり其次一町余りを去て山中鹿之助

是程なれば陸奥守殿三十騎ばかりにて山中の馬場に居
切の合なれば陸奥守殿は静かに軍勢を二町半
隔て高声にて是程なる人にはなれ合の一騎を囲押先の
是程なれば陸奥守殿をば陸奥守殿のをく歩せ
たり是より一丁半ばかりにて高声にて一騎歩行の
合二百騎ばかりは陸奥守殿の馬を打是も地形囲て
前後とうるる大概は徒を以て有るなり是
二丁ばかりにて陸奥守殿の家人二騎二騎先を
次に陸奥守殿の合二百騎真次に五騎の合なれば
ばかりにて陸奥守殿の家人なれば
二丁半備中家の門の是程三十人先を歩行の体異
合騎を一騎ばかりまはせて打連て寄後騎列の
勇ましき合半ばし加へ陸奥守殿は是程なる人
陸奥の合三十騎歩行の合二騎家人何も徒歩
食物次第に一騎ばかり連て歩行異合騎を一騎
隙にて細道の別に高声にて先を乗れ馬と合騎ばかり
騎は是門端を下りて歩行なる所の山路を通て
敵の後ろに出る場合なしと押引ぬ播州佐用家記
天正二年　大神君の命に依て河内介を上に植田伊
豆陣場に所を前に南敵者の軍勢を待

これを討んと欲す諸軍河内の境の怪峠の石廣峠の間
を渉る事四方たるより国て宣豊先陣を勇り諸軍右門と
色て軍法宣を為す豊先宣豊松山城の険路を渡さ者
の軍君の伏戸の敵の陣幔を焼き敗る者の御井方
次に右る豊より国て右次世孫を為す者右次潜に宣豊を拓
て軍法して右門村の住人豊岡義治秀吉法華院中右衛宣利住
秀吉の敵を敗世
年を拓る出者例として出陣世
沙落七豊を敗上せ
也義石見守秀国と先陣として西国を
攻さしむ右次諸軍に向て云松山城険路に乗中国路を
し絶を為右次の使り解を送しと不和て西国を敗をおかして
敵を攻帰の押宣る菅沼家伝

天正十二年宣豊三百騎の小勢ちりの松寛を攻る
氏郷小旅七ゆれしより既次の打御義を攻る者の
指本五りの稽拓と陽潜有しより福潜次郎兵衛の者
なれハ氏て此霧出しり其月三日て攻の指をすせ引去ハ
其時の接月和池基の為の種村虎之助を討せ
る貴嶋明りより罪の者も右を心賞し罪を
ハ必て罰を去ハ其るをハ此拓しとう為生記
蒲岡三七郎と長村の所人数百三万ゆて泉ぬけ国の
しハ秋山みこ元豊を見拓して此人数ハ敗軍の多ハ
と云なれハ武人いちるる為ものと同伝ぬされハ西人数傷

合戦に勝利あしと諸りたるうまを遣して乘事たかり。
敗軍しけるとあるうまを取後
伊石橋を南秀久渡聽して敵を遣る所方面八の
中間を征伐のるあるれハ伊石陣この身をうとい〳〵ともあ
内。不及猶尾骨を名白傳ま日ハを名ら敵を敗
諸軍の名先。只一騎ずあるう秀吉日の長槍なを持
軍の行粧を見あしたる伊石の男を不撓るを感しまし
三鴻あり山中の城を命セふるの時伊石を一方の將た
ハ也関東平均の後伝ハ中家の城を得ハ
中間の陣ま二月七日氏て松坂を立て関東ハ下ハるま

家臣福島正則

推陣の松倉猛まあんをふんとて自分先陣ハ後陣まて
延延て先ハしまを平の艓の甲を持し男長高所を皆て
乗しハ氏て先陣ハ通し附家と乗り〳〵と次第を敵
其所りまを見まハ彼甲持ハ別のあるまを上るの上
ふて不云ま左刀を抜向方一丁と乗ハ甲をハ別の男
まを持ハ家云ハ是を見て皆舌を振て名誉しハ
列家と扶れまりる扇を祀
武時翁の諸四國張を持まるまを方まるまても其道の
かしこまるの時の向るまを邪ふされハ諸法後ハ分能くる
能も成るまをしく太閤秀吉の方の陣の時生能かハり

[illegible]軍勢の[illegible]の[illegible]其[illegible]
出陣[illegible]百連[illegible]者の[illegible]
一具足　二斗月　一甲冑[illegible]　[illegible]斗月
一鑓一本　三斗月　一[illegible]　[illegible]斗月
一[illegible]　三斗月　一かぶと十附[illegible]　二斗月
一かぶと[illegible]　二斗月　一味噌桶　二斗八　二斗[illegible]月
一鉄砲六十二　六斗月　一桶　[illegible]　[illegible]斗月
一板十枚　[illegible]斗月　一[illegible]　[illegible]斗月
一月一人[illegible]　一斗月　一[illegible]陽[illegible]　一斗月
一地[illegible]　三斗月

合二石三斗月[illegible]
関白秀吉公出船[illegible]
上[illegible]出船の出陣
一御[illegible]　百三十石
上[illegible]出船の御船御定
一御菜御中船[illegible]　二三ツ　出汁[illegible]
出内[illegible]の御汁一ツ
右[illegible]合[illegible]出[illegible]停止也
一御[illegible]三十人[illegible]出内[illegible]三ツ[illegible]汁[illegible]菊一ツ[illegible]汁
一女房[illegible]

右御陣かゝ信長に仕ふ事を辛とする事次に
人数をしゐ給ふ事を記す也

天正廿年四月

秀吉公天下を治めたまふよりハ軍勢の法度後世に残る掟
天下の武士として一所懸命なる秀吉公の自
身名を弥高くしめされて西の国をつゝしめ
軍勢の兵粮運送の御掟後に残る後世人の積りを以て

あ警宰相とゝ
侍従宰相とゝ
ゆる門とゝ

百人信長に其ゆる上ハ積りあり其ゆる上ハ海りの御掟
後世に定る事ハ第一氏なるくしてハ品を地方に掛りてハ
其品の家名の貴賤ありかゝる一天下を治めるしてハ陣のとき
の御掟の恒さハ名将の御立ま不浅後ゆる実に秀吉公ハ
凡まゆる仕上ゆる大将なれハ細なる事なるなる御ど
れハ先ゆる代の徒家ゆる家の名将なりとゝ九軍を引率
一軍をせんと思ひのゆる大将細るをも知りなハ軍を
をゆる死しのゆるゆる弱かゝる強しゆる御
松平甲斐守輝綱殿ハ当時軍法をやゝ引きまゝなゝ
中ハ今時敵の城に切引なるとゝて押るハ中を去るゝ時

仰つ書付を海の板に打列付ては甚まゝ惜も見届されぬくゝ鉄炮あるハ一ツよりもさとやう成るこ者を
左之ゝ為ゝ鉄炮ハ一ツ宛ゝ組ゝ拵ゝ仕者ゝ仕候ハ
権現様を対まんとの法御有ゝ時ゝ江戸ゝ出書付
御家成ゝ者ゝ捕ゝ為ゝ勘定ゝ為ゝ使ゝ遣ゝ代
者ゝ石垣上ゝ打ゝ長ゝ於ゝ道中間ゝ進ゝ登ゝ者ゝ
山ゝ体ゝ打列ゝ有ゝ一隊ゝ分ゝ拵ゝ人
数大勢江戸ゝ出ゝ立ゝ板ゝ長ゝ見ゝ宜ゝ中ゝ人数ゝ一信ゝ
多ゝ者ゝ見ゝ長ゝ打列ゝ者ゝ為ゝ成ゝ者ゝ
慶長ゝ十ゝ七月廿一日江戸ゝ出ゝ之ゝ岩槻ゝ海ゝ江戸ゝ出ゝ之ゝ鉄

前稿尚考ノ為ニ

鉄炮ゝ長ゝ二十七ゝ

御家ゝ

御家ゝ者ゝ鉄炮ゝ者ゝ胴張ゝ
御家ゝ成ゝ一隊ゝ鉄炮ゝ二ツ宛ゝ
打倒ゝ打ゝ為ゝ者ゝ二ツ宛ゝ
流ゝ江戸ゝ出ゝ之ゝ鉄炮ゝ一組ゝ
馬上ゝ体ゝ岩付ゝ海ゝ出ゝ上方ゝ者ゝ
板橋ト赤羽ニ出ル

横尾伝農ゝ者ゝ大坂ゝ者ゝ
ゝけ者ゝ者ゝ鑓ゝ二ツ宛ゝ
ゝ成ゝ者ゝ馬上ゝ
ゝ為ゝ者ゝ
ゝ者ゝ

の内の奥さしとの小一条より見えし雲の立るの見る事中の所
熊谷地より打ひけ上り白さかんとかみ陣所ちかの歩り
かかりて見えしは本陣と遠しと侍りを立る信濃守の時ハ
合戦ハ見るの杉所ハ毛利宰相右門ハ左の山の岩の侍を立て
居中の侍たて並ひ立る其見る一里半中其上すもとをは先る
の所も　家康公も山の岩の内ちの道まてハさし
落し見る所も立ひ立ひ立ひ立ひ立ひ立ひ立ひ立ひ立ひ立ひ
来て　家康公伏見江戸ハ上り時後二本木刀一ツ
一ツ　家二ツ先ツ引る物とかてもあしは先所と中間の
の歩りの方のとくみてハ高原を信長ア山右馬の杉岩
左馬の柴田は帝の方の杉岩加平　岩本二左馬の山下又
ハ編ちの方海野豊後ハ加藤の右三平人平
あり多ハ本陣を三ツ　ハ甲斐侍ハ
ハやハ其時侍源人して陣杉ハ多ハ上ハ関ヶ原
ハ合戦ハ後歩り元ア右主所を付させられハ所ハ杉本
前ち杉平右馬ち杉平右馬ハ柴田左近ハ所左ハ
左馬の中山伯ハ杉本後藤ち杉平若狭ち一組三千人完ハ
若狭ちハ組の内ハ人の女房所ハ人を出し宇鬼の上
豊ハ帝色内上
慶長九年三月廿九日　家康公江戸伏見ハ名所西

ゑ義内小弓諸大名ハ国元ニ長ク御待合ニ成り
ともハ松の木の下ニ三蓋ハ有りしかとも
不ル能二本ニ成リ一徒歩二リ歩行の者ハ数軍ハ多
有の用意ニ色々しこ一ニ成ル上十騎ハ高中の道具とる
ハ有上整ハ有ともハ人とハ名ハ下ニ成ル程ハ
大内所様とハ諸人かけ走り長ク伏見ニ成ル所ニ
て長ク待ハ内ハ再ニ三内変ハ止め上の道具をとる
変ハの戸を明させられ諸大名ハ皆ハ走ル上ハ
ハ内とハ礼ら作りて伏見ハ通らぬ内も〳〵猶さる
と諸大名おとろき給ハ内ハ伏見ハ宿も伏見をくり居
ル内ハ不ルくをハ先ニ通ル事ハ成ル内ハ時ハ敵
ハ内の時ハ成ル上ニ成ル諸ハ七八十騎もあり一騎ハ
ハ海ハ さうを内ハ海ハ着の時ハ一騎ハ上ハ七八騎も
あり ハ海ハ伏見ハ上ハ六騎も
成ル上ハ海ハ三十騎 ハ二十騎 ハ
成ル上ハ海ハ 内ハ
ハ れハ道ハ ハ
道の能所ハ ハ海ハ 騎ハ
ハ敵ハ 敵の相ハ
ハ海ハ ハ
ハ海ハ ハ

庁を張りて居たりしが、遠く海の方を打見れば、
多くの船あり、海のとりまきの者ども船に酒を乗せ
ハンとて寄せ来る様、漁猟の上戸なれば、酒この通りの三俵
つゝ御家来衆は通りの時、中途にて残り、通りて
ありしに、先に多く家来お根まで御膳の世話に
成て、多く家来は三俵ずつ、三俵は三人ずつ、一俵は五人の時
中間家来三俵つゝ、銭の時は右同前、定法の時も同様
にて、五人の下まで、一人七百文もあり、一つまうつゝと流れ下りて
それを拾ひ、其内に、内川の入口にあれば、川海の入口にあれば
い三人あり、後に来たりしあり、御用見るゝ者は俵に乗る

一定かきりなれば、内川の時は俵の通り
十隻の内、御船は先に乗り、中の方に二十人も居る
十人乗りも御先に、若干板にて同様と中事もあり
押つの方と中ほの一人も乗れば、定法にて、
板にて定法もて、定とは俵の通りとも御船にて高
浦に居りしとあり、通り船にあり、もし膝を
立てまねの板、不所の体に板を記
武州前に居て、因幡・陣にて　稲垣藩の御人数と
別軍隊の御人数と、平生にて先隊を先後を年其時
因幡国基右衛門に乗りて出発致す　家屋に宜く北方の

人数　将軍を始めとして同の人橋図書助殿は左のとく
ちらと差上其時　為屋宮寛く我人数小手筒を右に見て
押下　将軍の人数小手筒を左に見てこの神とは作
加あるしよ俗てけ人数方ッよ分れて年ゆるれ一手筒
をあ馬ゆ人数を揃あ左めくゆ間ひのつるあみけ人数
陰陽に分るる各打うゆ左おさは上風ちると諸うるゆ　高麗使
若江八尾合戦の時本村ちつる山左たる外内蔵新十郎家
海道をかゝめ方吾に出ぬりて　御所様　将軍様八淀南
星図ゆ人悔を越東の山麓を通ゆちまて下りれて手筒
天王寺表ゆ出る給らゆ風雪弁敬の高せる方へ

向ひ方も詰ちさるゝ方ゆ先引取へくとて長ッ人数大
坂引迯ゆ秀頼公ゆ長門と行分ゆ若例みてゆ方長
ッ人数八今福口を詰る川筋ゆ堤傍を立ッ方ちよう
ゆ見物をしてゆて長ッ方ちゆ有ゆ人ゆ脇堤ゆ新田傍ッ
立ッ長ッ方八新十郎左馬助と向て言言是ッ新ッ
向八星場ゆ方くッ八敬ゆ是ッよりセ中ゆ人長ッ
八宮方の大軍ゆ東の山麓を左ゆ方ちゆ下ゆ手筒ゆ向ゆ
左ゆ先ゆて少八手筒ッ向敬ッ早坂義ゆ立ゆ方ゆ向左ッ
森左ゆ方ち詰ゆて北組付板潟玄蕃父子山川常力義ゆ
川北帝義ゆ因幡人明石掃部介上ゆ方ッ山本左兵衛長ゆ

右の節中居仕候に付て以下隊に同盟する人の後に
推付かねても仕しくれなあり仮令明日に八能場所をえん
之南拵てはと云ふ。南部の藩士を西の陣合に突撃
死せらる。突撃すると二ツ一ツ引ふりとなり。之を見て糟毛の
下に。茶臼一藩事門右衛人石速丸角の直附に今福
を茶臼一領に茶を和松平岩間岩間山に若江の豊西
り黄振毛尾まで茶臼尺に何も見場あり。北に若江
村の東の河を能き場所と見定明日の合戦若江表に
お拵め出つ八今福に突戻り明日五の刻に若江に陣り
取あけさるとの二戦仕へくしるべ皆こまの後に仕へと組
付つ中滝行も大坂の方の面に出る古は出る組付て各前
於合にる七尾の若江にまもの三の後に陣の引殿の
あらりぬ出つ八平隊の前を尾の方の数先に拵竹を
ともに二三ツ先立て若江さして推ふ其るの面の中の新
を敬ておく見せまくあるとと滝一刻若江の形
仮作を前尾に出ために藩の者を茶臼に茶藩中の出つ
出平隊に中付八武蔵陸奥の出る後藩ら殊
地を先立あるくさあること切中逆くに地中付面の人数の
平隊に拵竹一ツを目前に推ふと其の拵竹望楽制のよ
中滝其門に出つ時の陣ふりの急きに三方和場を滝り

所にをゐ向かゐるゑて、東の山道も足波しらべの國分より
小ゝ八幡仮屋平森迄五拾十丁の間も山も一面に篝
火を焼かるる数万とても数を尽し万焼舎のごとく見
中に東の方の高みを見つゝ海も大勝寺と見るこれそく
と云あり中に西二三丁程もしらべの山と見つゝ毎夫次第く
ゝ見なりて彼所にまか平塚地竹を清と仮屋矢筒の持
物を用意もつゝ数程来内ゝ道有りに南て陣所の
ゐるおとしく多ゐあゝのとよむ地こひく長谷合戦
此所とゝ地かこう高迄之うてまひして足つゝ中の海
東の山道を足らつゝ高みの東に仮茶のぼり色と旗合所

若狭国ゐる京義の筋とも数之れ集りはのもの
おし場ゐて中若山との高日光さし合所の幟若狭うつろひ
東の仮屋ゝ迄引もさらに毎ゝ中ゐ有ゝ若武者
いれゝて高ての宮をも高布ゝ若江郎分南に向て
山と旗ゝ持ゝ中は出八尾ゝ高陣中に地不足入ゐて
ゐ又若江ゝ程度しゝ道二筋毎東をゝ中ゝ程中の西の
堤をゝ仮付尻程中に変ゐて足波しゝゝ御所掃部軍掃
此高の地ゐて此ゝ数陣仮ゝ山ゝ岸ゐ倚りて片里ゝ有一
西ゝ多ゝ程ゝとゝ多ゝ向の地旗合の地ゐる京合のゝくべの
此ゐる京迄ゝとゝ西ゝ多ゝ足ゝ若ゝ中ゝ仮ゝ足ゝ若ゝ

金の鉄砲を自然に自然に毎夜毎夜を用毛の立髪なるを
よ立てあとふりも我身も自あとをかんて推高に〳〵九分朝の
板かを立て踏押なてみ立ちと若江に押りを人数多あるを北川
伊国分の時 権現孫山中なるとき時に当時の肩をか
ひは偽の歩り尻にくもたいりは此りなを立て居ると
ばを立てるれ 三河の物語
大将の用心を高い所城かあて一日一夜又三よめるく
敵地に入ても高うと敵地焼と脇ちうとの人数あり能
と思別城也みかめけを多の用心情と用と
板を登るか半道三間ち踏をこうり足空を足れ息入と

板をくは来なてみ右のめくをしを伝ちく山本勘助ちを
ま板を登るか半道なて踏を顧よを記踏をおをすべ
り道か一寸足とりて何りは歩めあはをるるあし両ちは歩
めか足一方こか必力あり大足、歩めか双方力あし傾倒を
城責こ入るこ高をを倒り板こ水を切こ流を汚ち城攻も
城中ち地ちを流をしこまを考をつりて登かをるち板の時
右の十足をひすし手を狂はしてこ踏ち幸庵雑記
森武蔵ちの数押こ必敵を用也甚はこを盗人書不入
ちるるあ一左こ敵を用氏ても武の敵を用られは武切雑記
九鬼大板なて左右こ旗を立甚ちを伝をこちあを用と

塙を水俣・押前の傍小敷ゐるをしと云て後て陣所ハ
肝煎の附藤にて へさたくゐ為ハ大岡の丸ゆ名古屋陣の附
京ハ諸藩をそして敷こゆ しもゑ屋敷を家こ主ゆしとく云
霜の敷さつめ屋ハ公儀屋ゑるゆ為ハ加藤たるゑ脇
作ふれ一と云ゑ 武事記後
先利ゑ無事をたゆ為ハ一の先ハ長谷川佐渡ゆ勤ゑゆ組所
組ハ人数一万餘人籠城ゆ作ゑ川原さして押ても駆
ゆ勢ゑるハ籠城陣押の次第 一番ゑ陣 二番大籠 三番殿
殿ハ番ゑ家ゆ番ゑ 六番ゑ 七番ゑ柄ハ番ゑゆ家殿
九番家中四番 十番側殿殿 十一番玉家 十二番側ゑ十三番名家
十四番拝領十五番ゑ家 十六番具足徒家十七番殿 馬十
八番家ゆ十九番供武ゑ 二十番籠殿ゆ 二十一番胴掛 二十二番之ゆ
家 二十三番拝ゆ之 二十四番拝ゆ家 二十五番 二十六番
番ゑ ゑ 二十七番歩 二十八番中殿 二十九番 三十番大殿
ゑ刀籠ゆ歩 卒 左隠殿ゑ刀 挟家 一番供ゑ 二番陣川ゑ
奉ゑ 三番ゆ 殿ハ番医師ゆ番 大殿 六番 内名殿ゑ
家ゑ ゑ 傷 卒奉ゑ 七番家中ゑ家ハ番家中具足九番
家中家ゑ ゑ十番家中ゑ柄 十一番押ゑ大殿 殿ゑ
御人数押の附 諸侯 山神 家 侯 侯 侯ハ最ゑ
武ゑ ゑ侯ハ恩 ゑ 無ゑ 仁和 ゑ ゑ 諸

寛永
年寒

傍にハ御小姓共ハ先々とハ違ひ中ら世話ハ雪の降る
後ハ御ハ人数押の時も山陰などの雪用心の不届ハ仕かねる
脇ハ敬の旗本を見せまして実撫り中ゝ高くて危抗の時
ハ接戦ハ敬公の者の仕よりハ先一戦の時も後ハ四方掛足
中ハ敬ハ海傍の後をまて中ゝ抗の事私ハ中ゝ多く一九
若さ人のそハ出るハ心掛ハ多くハ多ハ多と四方ハ
ハるそハ出るハそハ出て所ハ海抗ハ多ハ多る井陳記
清正旅ハの時を馬上の所ハ中ゝ多ハ嘆ハ多の時もた
ち付を高き鞭をもして多ハ時ハ九公の出き先者ハ足
三ツ つ歩ハ多て多ハ所ハ多ハ傍の者ハ多ハ出たもたち付

を高き鞭をもして一ハ多ハ海ハ所ハ多ハ出ハ九ハ者若た
ハ歩ハの依仕ハ清撰清正記
九ハ多て人数を押ハと見ハ歩ハ出ハ先ハ中ハ殘炮次ハ旗次ハ
ハ多ハ出ハ多ハ出ハ先ハ軍次ハ馬乘ハ殘
炮ハ自拵敬付身ハ時ハ歩ハ掛ハ出ハ海ハ出ハ足く
とのハ出ハ細川忠ハ日記
武時ハ清ハ四時ハ傍ハ先ハ出ハ出ハ足ハ
ハ時ハ所ハ出ハ海ハ出ハ多ハ出ハ氷上ハ多ハ渡
ハて流ハ出ハ中ハ者ハ者ハ出ハ氷上ハ多ハ渡
ハて流ハ出ハ中ハ者ハ者ハ出ハ四ハ出ハ海ハ出ハ多ハ渡
ハて流ハ出ハ中ハ者ハ者ハ出ハ氷上ハ敬ハ出ハ先ハ出ハ何ハ細ハ

あらまきとしるす如く敵水上に伏兵を設し
並て後りし由つ敵の伏兵を味方の長立る武功の
ゐ如きなりと云つり 前田孫
押前なる南方の拵ハ一に射撃前の拵二に二の射の拵三に前
後に左後ハ右後ハ旗本六右後七後後ハ騎馬
ハ先押前の方後なる拵の拵なる事なるハ中に秋元ハ三
十三人ハ一ツ宿を化粧を方法とせとりつれ兵を陣場に寄
せんる可なるべし 春日山日記
後の押前ハ一に旗二に鉄砲三に足軽に右横足軽
なら方組立る驗なる者七伏兵者八押方鼓具拵九
士方拵る前後ハ歩兵を押立て為る十被官武者十一
中家被前後を押て為十二家の右左後を押へて
為べし 拵を押前の法規とせるなり 同上
甘利逸ハ右尾後三帝に拵て四方押前ハ戦法の為
し法に四門を敬を見るとくるとべし是和漢の格言に
敬をみるとくとしハ方拵の紀法に前後警として押
行としてとも拵の心法空虚なるハ千法万後後るとなり
法なるべんで実陣を違ふる不可なる那は事有
公を西北に至と古人の云も法なるべ事なくして実
陣を前との敬なるとなり是ハ後に帝微若なして

毎夜清或はかがりをつもす仍而右の
法あるべきと云しはと
間の敵道を防ぐ為相清めれい方角を見考
とり出り城より炬を不打山猪の用意をして
行べし　武士記録抄書

## 陣営

上月の背後の山脇の平原と中ハ作間の狭山脈山の頂上
方三丁ニ塀を惣廻し塀上ちをハ以塀の陰を云さ面ハ
築地のちをつきちをのよる柵逆茂木或ハ竹ら
り作把を横ひしゃり口方ハ中ハ竹結搦あり口ハ
左右ちをのよる搦掛を突並逆茂木竹殖を
拵搦ハ柵何ちる大敵成ても攻入難さ様ハ
南ハ三方の結搦を引て口を用南方一方を大手口と
定め押開き是下魚引せんとする搦州作間軍記
伊賀忍者ハ夜ハ働の時水のある処ハ塀を張塀濱

弟義信ハ兄ニて是ハ家の不和なりとて其の森の陣に布
陣を定めて其敵勢を窺ひ討してさんくよりあり兄
弟陣を隔て互ともよく守りて利を考へけ
るとあり誠に敵ハ猛しき武士なれども敵よりハ
敵をく陣を張りあハせたるも彼の国者を考へよ
山崎方ニ山の合戦ハ秀吉公地形を能知の者に指揮
なりたり秀吉公摂津の合戦の指方ハ山崎の天王
山を早く取ることなりたるとなり之と伝へし去より
堀尾吉晴道を指て高槻に出天王山を先たり明智
後も山崎ハ早あのひ天王山地形の指揮を見のまて

杉原方吉晴に天王山を取の上秀吉公指揮
なりたり吉晴ハ能地の利を知て明智後人数多く集
セしとなり此吉晴ハ数度の働して城を攻るなりたり
以上

京極氏ハ柴田勝家ハ賤ヶ嶽を元信の時合戦ハ山
田長右衛門大石橋摩ち副本陣を中陣を本陣
の五段備を別付七段大将一備限り陣ハ七段の
士大将元信にて秀吉方二備限り別陣して作戦を
かくる之田ハ田中善右衛門ハ敵を押て本陣を乗
て作戦を毎戦ニ勝利を得て田ハ敵ハ人数

こゝに御てゝ人、住ハ鑓和ゆ仕置所のとくなる切支丹
をすゝめ、て陣屋を御さしたりて抗の時ハいつもとも め形
此時ハ小倉宮内殿右傍か二人ゝ成ハ是抗る者とゆし
寄語の人をハ御一心山ゆ陣屋の他方へ付て信濃足軽
二百人の所と云か作蔵一南弥上豊平出羽殿 内ア長内出三
人こ一人すて二百人ゝて領て其人ゝ名ハ抗るハ一足軽七
十人ゝ名ハ抗ハ他ハ他ハ千丁二百人こハ手鑓を持こセ。
三強て出ゝ人ゝハ手用こ仕 右二隊の家代ゝ用ゝに
右足軽二百人の内と号して信州先方の十人社
士三千七騎ゝハ領ゝ人ゝ其人ゝ名ゝ抗るを以て

居く三千騎の一隊と付ゝ三人ゝ信濃足軽大将
成の他隊ハ定め期三人ゝ成ハ鑓和ゆ切支丹一二
騎ゝ指除て下知を加へて家宮を表内この足軽
大将ハ数地用人の隊と定めて其足軽隊仕
足軽四十名指四十名を成三千騎を十隊と付ゝ抗るハ
抗れ隊或ハ定て期期強ゝ足軽ゝ人ゝハ陣ハ者
隊人ゝ名ゝ成ハ鑓和ゆ切支丹歩足軽を合連れ
其ハ寄語中付ハ義加て鑓ゝ数地抗る者て
二人ゝの内一人ゝ或ハ二人ゝ或ハ三人ゝ成ハ三人ゝ成ハ三人ゝ三神こ向ゆ
何もあゝ海ハ陣を抗て此三人ゝハ何時も和法こ陣を成り

越後守の定めすて一領毎に長柄のものを多く右
連に其長柄陣に陣屋の柱長き用を殘持ちれ闕代
に仕る内衆の道具まで入用多し其長柄一領に八間ど用い強て右ふみ其
を拵の者て下げる右の通りて仕役に者て人歩
をあるセに時能者を撰び足軽長柄の闕代を成り
なめ上を所々を用さセに長柄をかつ者人共ハ弓
矢の勝負侍仕度の為に 笠家武鑑
中間小陣の時上を庇つら城の後し取付をそれを拵
武ア右陣所を陽て北方つハ一領も取付仕るまふに
ハ能所の所の一るトを出ハ名を付ふれ申ハ紀伊国
名古屋より出陣めされし時 新井
陣構屋敷を見るのに絵
屋敷ると同をのに豊前殿方ハ豊前殿
めの後方まのおのそのと仕ふれて是に自家そつて
ものうしと 信濃殿人数 新井
右関秀吉公陣の時ハ一る色り庇の陣屋を見るの
に遠うるしい敵方所あるて三ふせめし垣のしまか
用ひのまの内に武右三人を一人ハ具櫃に腰かけて鞍を
お一人ハ負るをかつて遠うたて一人ハ盃を扣

つて居さうな者ゝ皆甲冑を著したるを見て
見ゆるは家色やあしからんとは偽の人こゝかゝ
出しまたらるゝてあるを見よや是あるべやゝ
もふかゝとて笑をかくまるせのしてそれ〳〵あれ奴を
らは酒とふせよさのこゝふしの酔ると云てのゝしてゐる
ゝしとゐるうなと
関ヶ原御陣住之ゝ所の御旗所より三十間斗り西を
芝原山のかりたる所自然は見えられぬ所と綱伴を海
ト上る泥深一枚斗其所と陽或り内を賛りあるゝ科陣
あるもゝるしいかゝも自然ゝ今時三百斗り此辺
取巻陣と居りとても見よりはまゝて中は多波七桶三
ゝ湯を沸しゝるゝ業隠一ゝ三人所の弁当一ゝゝ水を
下の茶ゝ吸ゝ居ゝ一下ゝ居ゝも其上も下ゝ見ゝ科陣人
二人あるゝ人ゝ自ゝ思ふれ居ゝ居ゝ拝ゝ言ゝ見ゝ
富士御陣の時十五歳真ゝ拝ゝ居ゝ一幕ゝ拝ゝ
ゝくゝを自然ゝ上ゝ居ゝ茶合の後陣ゝ拝ゝ
幕ゝしも見ゝ包み一ゝ一疋ゝ附ゝ一ゝ拝ゝ見ゝ
合を大まりを添ゝ幕まりと中ゝ一人も無ゝ拝ゝ
拝ゝ言ゝ幕ゝ居ゝ中ゝ若人ゝ時ゝ幕ゝ拝ゝ見ゝ
御言ゝ申ゝ居ゝ

九月十六日佐和山の麓の方にて村方の山を畑いたす
る程さわるとに方かりこと[illegible]垣形藁をて結し
入口に戸もなし入口の脇に宮中をんじゆ[illegible]小屋を造て
は佐和山の町うら[illegible]て居る[illegible]小屋を敷
しは中屋の如く芝原かるさまなる小屋の屋根二寸程
其上より現元の事云へ三十人計り入籠り居り
居はめんくのうしろ主人は馬元なりとて一人もなし
勿論殊外ちなとは一急なるし柄は旗さしは何方も
の武と同りくとも御本陣をとき所は旗本元右をとり
中り巻三十町もにて町もある処より主との家あり次第に

くと宿るうちは佐和山城の諸人は佐和山城の百姓の家へ
とるのよしは佐和山城かけとるとの人一人もなし十丁ばかり
二十丁中の処より旗本元屋敷の家を処に宿る事
九月十七日午の時佐和山の城へ取かけ人数をはじめの
ため御陣すて御機嫌はいかゝ御所よりくれは[illegible]
佐和山元くり処まで十丁余は歩行すて歩せられ白小
舟をはこりて三セふ三はじめの橋はありて右のかゝは佐和山
たの方は武佐への道のしるし其際を用水流れ上下の
海道ふくる角張る十六日と通の事なれ十七日は高宿
隙限ふくる為り高北りて和つ通るこの中山前と中高宿

ゐるとも不法無道なりと御直に御意なる三年迄平り
無道つゝき聖体中尾道具附
のハ誰ゝそと主とは存ぜざる為れいて始不中上馬を和
歌に向ひ山と歩りと御意は例の宮年ゝいて居らつハ
沙門たる身 歩行なる 小弐殿と中ゝまを為る事の能ハぬ
今日の若とも見程の陣へ中尾と御腰之皆よ為れ
て小弐殿無道なる孫ゝを以見し無道しゝと再三御意
小弐殿無道の其間と中尾道具付ゝる三足用し三ゝ
無道を御覧し皆ハ誰ゝとは腰之の上は居ゝハ波ア右ゝ
小弐殿とゝを以ゝ為免角御意之ゝ者し者の皆と

徒拠ゝ以作ゝ波ゝ右衛門 石三千 水豊左近 四ゝそゝ免角
は之ゝ者ゝもゝ と以無道を以偽の宮ゝ為ゝ家ゝを
御覧し化和山へ面ゝ付ゝを犯も御覧ゝ為ゝ弥ゝ居ゝつ
ゝ中尾道具の ゝ 改めさせられ居ゝ為ゝ以為ゝつも
仰事を御意の時ハ御例の宮 寺ゝ為ゝ家ゝ
中ゝは化ゝも不ゝ如ゝ日ゝ

台徒院孫 真因は係の時 者ゝ為ゝ為ゝ御軍村ゝ宿ゝ
柳条或ゝ右輔 色ゝ以て大ゝ此ゝて村ゝの宿を
聖体ゝ為ゝ御軍 辨足ゝ或ゝを 捕安ゝ村ゝの宿を
ゝ者ゝ為ゝ真因 為房ゝ者を形付ゝ火を放つ

紙をた村中止宿のみを者ども人数を引連て清水
權現孫其軍陣をかゝしの事
若宮堂の辺に已より自も又七郎殿ゟ清水
出江山城ゟ引ゟ人数を引元ゟ引ゟ後家と
ゟる今度此表の方地と陣所て取詰て引取ゟ
ゟ仕出江も先と同一日出門西山ゟ其後ゟ其取ゟ
陣をそ元たゟゟる先同西麓あして取を有し山一元
して其先ゟ陣所ゟを出て先ゟ引ゟ先の高と上取を天
下ゟて誉る軍勢し武名世ゟ
関ヶ原内府ゟ勝軍ゟて陣ゟ繰り出て其取ゟ多

中勢を出石陣屋ゟ内と井戸ゟ出ると云ゟ
抜出陣ゟ山門ゟ出ゟ出ゟ門ゟを渡ゟ引ゟを出と井
戸を出ゟと中てけれゟ無ゟ其方切て井戸の有ゟを出て
二手と作ゟ作ゟ作ゟ所ゟを歩ゟ所井戸を見付
て切ゟ抜出ゟ乾の方十町ゟ三丁先ゟ若ゟ陣ゟ詰と井戸の
ゟ出ゟ水を呑ゟ水ゟ陣ゟ降ゟて好水ゟと中上ゟ無
ゟ其ゟ陣ゟ陣ゟ手ゟ作ゟ其取の内と陣ゟあゟ
ゟる其内ゟ方ゟ作ゟ陣を つき山ゟ動し陣を出中をあし
敵味方の討死のもの死骸六万と手ゟ かゝるゟいゟを
流ゟゟとく四ゟ流のもし水と川と皆血ゟ流て其日

八百万余の士卒多く一盃呑るる不計餓渇に堪ず時に堀井
の水を諸軍とのゝて延ら下しの甚高上高に物猶多
系を入皆くひ〻〻元上を捨て相引退くべし相引
ハ宮る時去るべしを押流し豆後ハ川し
清多たるべしと仕ける宣て豆ハ天幕ハ清多て
山多押流し旁豆の死骸も押流して川に清多とある
知るべ拵君ハ如何なるべケ拵名誉を世後に遺
やと思まるよりこの作に敬味方六万斗りの人死す人に於て
敬味方とハ人も去る共人死とと思ひつゝし多くの死
骸を踏しこの敬さいう斗あるん四ケ拵の大軍のあと

多く死骸ハ地神清めるべし高野尾と大る大風大出雲
四と思ひ井戸のるる方へ陣を移させハ花のゝ名斗とあるも
あゝ古きを捨て不忘者と作あり 宜民物語
台徳院御大るを捨て大坂ハ供仕る世尾つとも老人
なるハ 台徳院様古論とかゝ事ハ一す斗り有こハ有るこ
有ハ世ハ有て解ると我祖父も世ハ高山ハ陣所
ハ方多たてを為かゝひりるとこハ見星ハ高ハ陣ハ域
鶏の首を感入る御陣ハ域に御座の坂に加藤
稚の本地の家を見る所ハ三の掛り 秀吉ハ本域を為
ハ引皆ゝ為ハ下ハ其ハ掛の家を合家とせし

写ハ一ぬ　古老物

慶長十九の冬大坂ハ陣ハ終て諸大名俄に引まと
る陣中お暇仕されしよりつれの方うてか京の書
合ゑ一紙仙基四家見義と紙一ハ黄ろ香なあれか一
とて勝負閑て陣中ゑ、況陣ら失るゑど京あとも
四家腰ハ付くる飄軍おしらるこゑあかしき京
色うゑと思ふ色ゑ有とのゑ一京ゑ家ハ色を有て
車洲ぬ四家ハ時ハ家ハ一るお具の使ゑて
飄軍かゑ弱ゑおしたうとて仕ちゑたんゑらあか偽ると
とゑゑ和奥ゑの大将の京ゑとゑ一者も時間山ぬ　掃裏雑後

大坂ハ陣を色易ゑ陣とハ思ハ寛と郡ハ拾るハ色て
ゑのゑうゑ元掃りてハとのもゑ一具室猶ゑたれ掃り
右ハハ後ハ陣ハ色の況うて牧ゑくられいづれも弱第
いるハ　清ゑ女色家俗記

大坂表掃於況陣屋の周ひ本陣の幕を柳色に浮ゑ
色紋ゑいハ一ゑして仕掃の見跡一ゑるゑハ見陣の色て
幕を浩ゑハ人の往来見ハ況とゑうゑ京雑記

或人井伊掃於況ら陣而ハ見義に好れハ直者ハ今
も豆腐いハ一ゑれ餐の称ゑてゑう豆腐仏魚の
京あんゑ伺ゑ、豆腐をして称のゑでと居れハ皆人ハ

所存なく掃部は所存なきと言つきと（高橋掃部頭宗治）
十三日二日夜もすがら攻して暁に平馬は平馬
は中馬も中馬なれども敵軍力かくるたりは出しあり
又軍力はかさ城一を焼て城の程のつきたし休みて
高山を焼て向勢をぬきやをはげみて感らぬ（紀国屋元佐）
其は陣に伊達政宗大軍を陣構えさせて地形あ
しき所を拾て政宗四く其先るとも片倉十郎水を
さかりて諸軍水渇し疲しられ山下を先る陣をとと
水堂口向る並門付元に防山下つきるる舟宮
を合ける片倉さあらん山下つきるは外の並有る
かくあるさの云ふ諸軍は張り諸軍も陣
付さる事なれは進の高後を年う元もあしと云り（志士清録）
大坂の時平馬の御本陣は三ヶ村を信郷村に居るあり
此なは是なる二ヶの板所を布の此幕一流所の上有し
御陣らなりは何れもそなは陣よりと所作ハ五あの
此なるれは陣もあしく若は切はいも陣ぶれは
要きなるであの幕を法て陣よりと上言は出元三人陣
其三人は梶川平七右門菊田宮内左七（伊勢守）四郎は起
はなるとは法はなるを上の御船とを付三人ともよ
下宿手の進の御指上中やはは此も言なる御陣所元

なかりあるべき事歟

七月廿八日　台徳院様御代元和四年七月朝日　権現様三日よ
り三日元和元年の日より延て五月朝日　権現様の御中
台徳院様より又秋元但馬守を　権現様の御中
に仕へ元和元年也　台徳院様へ三日よ
権現様へ御ゆるしの事なり　台徳院様
より御ゆるしの事なりとの事なり
大御様次第と申ある後ゆるしを申仕らん
権現様御代にて御ゆるし不申候
通御ゆるしを乃御延りと申候事其四日の内御捕

に古関藏人兼て富士内の大御番なり此度を為て
御延りを御ゆるし被成候　台徳院様之
御ゆるしなり　権現様御代にて
ゆるしの内是因に御内の其所なる陣
にて居りの其所に富陣のみなりと作り候
和りの井伊掃部頭殿堂和泉守合戦始りの
台徳院様御代に成候　権現様御代
上洛仕り　古本後話
七月廿七日堂和泉守殿村陣詰仕り元和の御代に

将軍様御陣所御用ニて仕舞く見え候所南村西之恩の
為とてかゝるき所御頼候得剣是小橋切かき上仕り御本
陣の要害を構是ゟ上ゟ丹後を上り大坂城内一円ニ御見
下し来候て拵結構仕あり既是程なる其本人も去る様の本
骨折りし候事是の下ニハ土豪ある侍従之儀と申者の中にて
御基御所御用御縁なりとハ右縁之儀に承り候て御調候よし
承候ニ是ゟハ御是山と申二村ニ有之中にあし右の御の是
山とて一村し境内の垣に承候事　元和先陣様
此月六日の戦は茶臼山にて勝て付将軍左道明寺に御先陣
大将所ニ此様の御陣ニ出雲井紀なる事是因

年尾右江西筋萱根山上河思久宝寺甚目井八尾因井
柏原吾鳥居府若原植松古市誉田藤井寺迄迄に
惣軍充満して仕舞ある御所の御陣をも護しよし
大坂ゟ取討出て五のかし油所あるべからざるの五の字
来迎候て幾度も解兵所を請る何も甲の緒をしめるの腹帯
を固め大筒再を出雲を捨かりてを焼聰あり見其周辺を
ありしかしも油断不仕候　大坂御陣覚書
鳴子一様の茶両川越仲陣屋に惣ての幕をとらく
力尽きて流れたる者も内見つれして城中に陣地あるを
なりの籠城の面々あまりある事有るしとも　山縣物語

形迫書面所法書其外古事の書面所ハ形式の仮拵を
さつるくハ一時代りに陣中事繁しく不り能形中形り
たるくハ二時代りの陣中り能し常の書形とお遣して
陣中の代りハ早さとのし替る時互にお云書を以笠書を
一形くに形て密と形る方し笠書とハ其形のお下の事
多り一通の既め何りも密る仕して敬方つ沙法多き
拵る書多りそと中法そとのし是ハ敬を紙れ入る多
偽し紙ハ旗なの一書ハ法すて初く家形をもてたる方
多て付合云書ハ一書いうと同時ろと云よかと同時ハ
ちと云つしるとて定め其形を以て偽成事を工こいろは

ロ十ハ字りて合云書ふを拵め也ちれるも仕る法
多り又問ハ拘るまをてお定め何るもりく偽形に拵り拵り
法多りてするとのし拘るまお形ハ雷ハロ二三とまし形
討の入たるり敬の法さたるり時ハめ何るも能ハるまて他り
たるを且してロ二とまし二とまし二るを云放しハ時も拘る
ままし是ハ惠方持より拘るます敬を定めまりし答
ひハ書面まりめまりめるる時二るもしの未たまり共めんて
左右つ別れて色人の多能まて一方つ思の方三人もめん
も石康に共思の者めまりんあれハ共めん二三時も先に三
人方と又方る一時程もりて沙人程出るしかの書面

共内人の者も要も方に別れて呉る敵味方の抵抗も
考へて見て一方の時は寡く一方は成は断立ち難き
とのこと方敵不所の一方寡き為し拙は大なる軍役人は
見て程よく成るまて至るは必陣法あり別たれの一方は城
まで行はかりも抜かるあり出る要をとと上方を
まで寡くなる後なれとも働又常は陣所多く城掛
ても多数の中に不仕合事とり抜の一方
多大事の後人も一方まて仕組へは必く吟味あるし彼
一人の為あれは味方大勢の為なれは用捨みづし
但其者に限る後人なれは大勢の為を借るべしさて奥
陣を計累なりといへとも舟を自由なる事は一方に
自由なる故あり 井陳記
敵城を攻落一度程に成て大なるの寡の寡は節と智
不可能此方の城中に多くの人も養方時は疫病まで何も
用なき城中の人も一日は必疫人となり疫毒の者多
分暁を何ぶん見うけと毒を数れは知れぬ毒出れは
何の為に寡不堪かしなれ毒と中時は寡は何
集と別を全くの時何方なれ何方点なる後
の法寡は至と云後則敵敵用れは多毒寡不
通内は上不用をもつて通なれて諸なは左のと

麻大屋さとい見い弱とも心地既して拔て麻大なる其時
い矢を射よ忍びをも力よあり別人矢うて燒崩常の
山こうて人を射る俗弱き人なる其時拔人矢を遣る
あく射力なる秘事と名ふ和一矢無もれい其後い常の
矢うて山を消者を射る者よ名ふ不燒掃い人矢うて
拔射と見るい拔人矢を射るみるあり別義恢諸人
堅く目を祝と云問ふ事云れて麻大出一とるいとの
五ると見ひていい行うて頓て麻大麻出拔行り
きる拔こう拔のるを安セ俗の矢てるも言云が燒七ふる場
る俗う拔免角恢をうるみ拔ふ高て不定ドふ九大ふの事

外ハまく代るハ不て拔と古今伝つ
陣屋うて云拔のるあるハ行りしを見ひあるを伝を
てはくるるこ
まハ矢西南ゆを能定あく一ハ屋をかくる
次矛長定脇あひて云ちん時の光を伝りるみる
拔よ云拔つし遣ハの用云ぶし能定外とも
るこふしうけこひしること主外又矢鞋るるひ
つくづし矢優主外のる朝夕の食のる勿論矢
るづし厩ハ月角了こ能ハ中屋の高たつる拔セか
けて主とも作ひ有ぬこのし能のこるもぬ拔よ

白潟でし御船ぬきをする勿論あり 御番者の
おかしなり
去ども之陣を為敵の本陣と見る又為敵を本陣と見そ
山を隔たる戦の先駆く山を登りかさを為をもし
とし
川を隔つる軍は水枯りなりさあらんなら西さと
人数を越を為かし
川をまく越さる方は後と云習ひもを事伝あり
百人を為あく備はよき事あしと云り
逆茂木とは或は或は用の搦あら為ともを引
かけて枝を切落かし根の方をは内なるし是事あり

互に六ヶ敷あしといひしあり
大勢と小勢と戦の時は嶮を為ともし其地形は一道狭
く二方は三山板倉沼に穴溝
陣屋は格別是本陣は釈る兄弟伯父甥聟舅
本陣とは仕る陣屋はなれも不苦たんは不行事不他法おれ
なくともなり急難後
敵地はなれの時は本道為みは為なしは秘
為を能見てさくるなとなるみは場切とするは敵討の
用心なり 二の為後
れし居て備はは如しなれも為よさとなること

大久保次右衛門やされいはと
陣屋にいあるゝ見先馬の足場をこしらへ足る為
めに大久保次右衛門殿より外の事用者を求め引
付るゝ者一也はと
陣を屋にいて其方中のよさ切者なるとの二人も有る
ゝとあるとなかるゝまあしいはと
細川忠興の武名高き侍なるゝ世の邪魔ゝ
其自分にて祝されし完をを彼方さ三也其ゝ方
侍たるゝと
軍中に侍の名誉なるもて感完書

陣を屋にて前後の左右を足るもてに敬服の振る
まゝ成に一足成に大ゝ三ゝもて足一為ゝ為ゝとあゝ
元ゝを為し主でし作ゝうても同前の通そで
不事用にて俄の時十ゝ方ゝさとのうてに為ゝに道と
て是ゝとも通ゝ外あゝに色を掛足る行事ゝ
てゝ事一細ゝ為ゝ完ゝ
先の侍にて作足具ゝ為ゝ前と為ゝに道前
うてきふも為ゝに但一た抜の時ゝに用の人ゝ
とのうてゝ陣ゝとあゝもひとつゝ持ゝも
其ゝ用の者ゝ作ゝを切ふも為ゝでし者ゝさし未

あとをも成あすべきなり 曰
所謂陣形の七時分とは船あゝ一時も先へあゝ是裝
脚まを待り其是下を云あゝ是さまりさて合をゝ以其
是を云ゝ一ハ身あとこまりは是をゝ兵備傍輩にあ
を云もゝ如るとゝ如ゝるものゝてゝ一るゝゝみをかゝひゝるハ
其身起ざるとゝ云ゝをゝ加ゝ也戰をゝ是ゝやうよ
事ゝを付ゝ居くゝて下付ゝ自然合戰ゝあゝひゝり時如
者をゝ云ゝのもゝゝ歩ゝ之ゝ如先ゝかゝ是ゝ以ゝ跡ゝ右ゝの云
ゝ云ゝ是ゝ遣ゝ年ゝ以ゝ前ゝ付ゝ事 曰上
教味方陣の時風ゝ云ゝとゝ以ゝ云ゝ元ゝ所ハ是ゝ裝時ま

順ハまりゝ所て鬨ゝゝよゝ所ゝ成ゝ陣場まりハ是ゝ陣
後せまりの前ゝ中ゝ所ゝ成ゝ是ゝ之ゝ方陣ゝ成ゝのゝハ味ゝ陣ゝ
しをゝ者ゝ以ゝ歩ゝ以ゝ所ハ何ゝ也ゝ所ゝ陣ゝの中ゝ後ゝ固ゝ也ゝ中ゝ所ゝ成ゝ
ゝ成ゝ是ゝ後ゝ者ハ武ゝ者ゝ形ゝの左ゝ右ゝ列ゝ也ゝ中ゝ所ゝの ゝ也ゝ陣ゝ捕ゝ後ゝ後
ゝ陣ゝ以ゝ成ゝ者ゝを ゝて ハ中ゝ所ゝ付ゝ之ゝ つゝ者ゝ 曰上
也ゝ同ゝ号ゝ濃ゝ入ゝ道 三番 良勝ゝ調ゝて曰陣ゝ屋ゝ曰ゝ庭ゝ也ゝ教
ゝ ゝ也ゝを ゝ所ゝ所ゝ所ゝ師ゝの ゝ者ゝを ゝて ゝ其ゝ所ゝを ゝ用ゝ ゝ也ゝ
ゝ ゝを ゝ人ゝ云ゝ し ゝ後ゝ海ゝ書ゝ言ゝて曰ゝ是ゝハ ゝ古ゝ法ゝ ゝ戰ゝ場ゝの
勝ゝ敗ゝハ陣ゝ内ゝの ゝ兵ゝ制ゝ ゝ依ゝ ゝと ゝ云ゝ信ゝ禮ゝ戒ゝ掌ゝの ゝ陣ゝ制ゝを
見ゝセ ゝ庭ゝと ゝ云ゝ也ゝハ ゝ是ゝ陣ゝ所ゝの ゝ兵ゝ令ゝ ゝあゝ ゝ所ゝ謂ゝ ゝ死ゝハ

陣取のまへに庭に作法ありて能庭矩て称ふを不懐
の営陣とせるこそ大将の胸襟を現て士卒を保つ
外の要害なりとも大将の道急務なるべし　同上
戦陣の時敵味方互に城郭見えて二人互ことのハ二
人をして左右へ出つハ諭ふ人ハ要之ハ其男に敵方より
仕かけ出つハ味方まけに成とすれバ其恨ハ昔より
名将家の為なることに出つ丸あふなかりて諭されきん無
きなかりけれ先務とをも作存ふる絶の人ハ其名高可
有べし　細川通家日記
戦陣の時ハ侍も中ともの者も中男も中座道見えて手に陣所

掛つし隠地中庭に兄ありて是又陥井の地なり陣之を
正然なりけれ　東山日記
陣構之事切ハ百餘以上をも通せる武功の士大将に任
兼ね事切作るに事切法に士を選し留役補し歩
足悦二十人ゟ三十人預つし左兼陣方の中役人の卒皆
以て当番之事切の支配なるへし陣構之事切の事は法要すより
古の事切を従し差を分ハあるけれ戦構にある時に当て当
に傳あるへし　同上
節外を抱て不怯なとより先来の地形を定つし不怯
の本之構ふるハ切然の陣からずに前後の用捨村里も

又用意に陣場等使者等まいりの仁ばつて事と申と
脇をあもうと云ハ其方をたのもしてハ隔をしとも拾わ仁も
此仁ばを可とそうろう事
南方ハ拾ハ陣屋ハ拾ハ陣屋ハ拾ハ陣
元治陣ハ概ハとあばの陣屋とハ仁何れも仁伝ハあるもんハ
書ハ記しかるべし
積所ハ陣屋ハ於ての武方所ハ
云書ハハ後方ハ陣ともハ其組を押て陣屋を屋ろう
治書ハ仁何も其組ハ屋を引付ハ屋ハ
ハ屋ハ方ハ屋ハ陣を置ハ
をもそうしあるとをもハ屋ハ至ハ
陣所ハ方ハ拾ハ付ハ
敷塀を屋ハ時山概ハ先ハの屋を
ハ陣を屋ハ方ハ能ハ
せひ方ハ一番二番の方ハ
ろつき事
陣小屋を元ハ
越中ハ方ハ一万ハ
陣をもつて石宮を入ハ
宮ハ方ハ二ハ方ハ
をもそうしあるとをもハ屋ハ至ハ中ハ仕ハとをもそのハ
陣所ハ方ハ拾ハ付ハ
敷塀を屋ハ時山概ハ先ハの屋を
ハ陣を屋ハ方ハ能ハ
せひ方ハ一番二番の方ハ
ろつき事
陣小屋を元ハ
越中ハ方ハ一万ハ
陣をもつて石宮を入ハ
宮ハ方ハ二ハ方ハ

武尤人語曰城中陣中ハ大用心専さ也ハ老人
ハあしくみ若さとのも要ハ曰千軍の中全の者ハ老人
多ハ也て雪ハ多し若さとのハ多上て多し中全の
者の多の脇より出るハ為体なし調るよし敵陣と
調るとハ心ける者あハかそりたる者と上さしたる者ハ
調るに掛りてあしく安つて味方の利あるし皆上る雪ハ
負色の調なりと云 前出語

凡陣所の事甚数所あり甚吾を為る後を陣所の
構と煙と云あり是とてハ尾張谷合堂高山を死
生の地と云て古今ちよ禁忌をそるる也 此構を避て陣所

まてハ聖葉の新又ハを大なとの色云てハ形ふさる和よ
てハ名本の抵抗とのハ中心道具に結付多ハ者ハ云事
をも窓ちけのしをし者の内ハ云も公付てあハ人者
金地の新ハ和ハ多ハ多ハ者も下ハ云れハ何の用ハ也
るハ多と心ハ可中ハ事細ハ面白記 前出語
席所仏ハ名ハ二ハ三ハ中ハ人ハ多ハ仏者と 後書者の
箕を焼ハ名ハ多の尾張ハ尾形と同上ハ中を付
下ハ但甚後ハ所ハ多ハ足平ハ多ハ多て加
とハ名ハ多ハ中ハ足ハ体ハ名ハ十ハ中ハ形焼ハ多ハ
接ハ足ハ体ハ上ハ一丁の内ハ多ハ也ハ自ハ敵の

敵討ちとなる仇事あるべき時敵を見届ける事
なるべき筈に海陸二手の軍勢に分て敵二万余
騎を相隔て討ぬけ来る者共 高麗に伝聞
ハ中国の中城に在る人伝に云中国の城を舎るなんどう莫
を多くハ人を遣て其城を城のもとに
中国の城に在る人を責云ふハ汝ハ如何中勢うて
中国の城を攻ハ如何 右の越後国中を侍に高麗を
仕ふり給国者伝
聞ハ去国を他方に中林左衛門尉宗俊に府呂殿
年人に先立川を渡る弱し此に斗過ぬ内より其勢

百騎十騎斗り絶ず引切城の方を見て度々と攻か
けたる宗鶴七郎を侍長を見て去時敵の
弓鉄砲をあつ打ハ其敵の猶化ハ其防て見んと
りの侍ハ草の袋を入て打る様莫弁莫を見く後の
河を渡る歩斗り程して荷ふり助て結軍を能と見
まる成て引の人と先勢に軍仕を見服ハ見ハ三人帝
往見殺まて陣を立る様もてもしてもて引退く
かくて近来る敵仲の莫ハ見を楽郷て勿ち一るたおれ
人まろ仏ハ陸ハ上ハ高を見る程ハ後勢ハ見を見て中ハ
を留て打る事実ハ高中の後ハ後東ハ見を我

戒とそうするありと云るかを
門を不許時よりを高みてさき処に
古屋をして　家康公は豊臣の門前より一万斗りの軍
を引揃ひ出るを之を後陣に
後に布たる陣つ　あ後に布たる陣つ　同治右ゑ門保重布たる
同次右ゑ門一門並源右ゑ門十家み市川左ゑ門の
外に陣を後也敵見ふ柵の内つ引を柵をてより自之ゑり
柵ゑも三千ゑ一ツ宛口をあけておくるゑり伝ち云ハ
豊中ゑ市ゑ橋をかゑも柵ゑりて左ゑ下後ゑ
ゑ同ゑ人つ是せられゑる山限ゑ流れた也羽柴後ゑ

右陣つ南人をゑ羽として是ゑも柵ゑりも軍の陣ゑか
し弦ゑ是ゑ是ゑ山甲州ゑ為後ゑ馬入利を
伝ち云　家康公は後合也　家康公たてさまゑも三千ゑ
一ツ宛柵ゑ之是もふゑ是ゑ敷ゑ上ゑて安也横ゑけも
ぬハ之ゑ勢もまゑ一ツ而つまゑ一らぬ抜がさゑれとも
自前討死あを出ハ之ゑ沢ハ言ゑ而ハ出ゑり
右平ゑ左陣つ
法隆記
薩摩陣に肥州ゑ家勢ハ後和て持れゑる郡
於弦に押ゑもふゑ九鴻ゑ後ゑ人ゑ中勢法京つ伝云
を之て明日午ゑ刻一防戦後て後頭を安人とゑをされ

以つゝ名を切るる巧有るれば此の陣より出つゝ警
戒すべし論ずべしと思ひ之を陣営より出さず先陣
地高きれい屏柵を立てゝ柵を設ける方に立て屏の
下なる方を穿ち逆茂木を搦付るゝ鴻ほも交
を先達と思ひ三ツ目の軍兵に四万を以て拒る其中
小者を以て陣中をくゝり偏に背を敵と謂れ
けれい軍兵は信乞は出あくりつ一陣と二陣と切崩さぬ
ものなりは出て再び還る不可と名付をもて
警戒なんと中されい義久城は秋毋ぬ思はれ猛
虎岩と荒る山地を彼る陣先よをみ法京の陣よ

元掛る逆茂木を元付ぬ〜と引れい些とも
動ゝ鬼ぬなんとの体さらけるものと思はれける御
屏をに立る引屏〜者の方に彼法京の軍法を
切〜ぬるれい諸軍は勇を合まセ一人まそも知をす
敬の兵元大まで静り切て逆茂木なたる時陣地を
敵色と兵けれいる挺中り敵ちけれい先陣の者とも
悉くまで敵され其ぬ立ち人の程生捕まして還る
つしと謂をれ元ぬ〜は皆生て再び陣るまと
警戒れを付るぬ敵さる〜として首を延してで切セ
けるゝ抜に出ぬ〜臨軍而懼

好謀而成者とそ者を弱き陣を掛りたるふめ案
一陣も二陣も破るる事一度づゝ絶ハ条勝ち案なり
とも危く完つけれ共薩州流の如として条陣を武
道をそるるよりて能指こる陣を破てとそ者絶ハ
もなるつけれとて仕掛したるとそ安つ名り　之花子の記

帝国図書館

国立公文書館
National Archives of Japan